

7年度 緊急時における児童の登下校について

世帯数配付

豊橋市立牛川小学校

1 登校前に豊橋市に警報が出された場合

(1) 暴風・暴風雪警報（豊橋市）発表時

- ① 午前6時00分より前に解除の場合は平常どおりの授業を行います。
- ② 午前6時00分を過ぎても解除されない場合、その日は休校とします。

- (2) **大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時**は、原則として平常どおり授業を行います。ただし、状況により登校が危険だと思われた場合は、保護者同伴で登校・あるいは自宅待機をして天気回復後に登校（保護者同伴）の判断をしてください。（この場合は遅刻扱いとしませんが、学校と通学班に遅刻・欠席の連絡を必ずお願いいたします）

(3) 特別警報発表時

- ① 登校しません
- ② 「特別警報」が解除されても、学校から登校の連絡があるまで登校させないでください。

2 登校後に豊橋市に警報が出された場合

(1) 暴風・暴風雪警報（豊橋市）発表時

安全に下校できると学校側が判断したとき、授業を中止して下校させます。その際、4月に報告していただいた「緊急時児童下校カード」の内容に従って下校させます。

(2) 大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時

原則として平常どおり授業を行います。ただし、危険な状況が発生した場合は、学校側の判断により特別な措置をとることもありますのでご承知ください。その際も学校からメールで連絡をいたします。また、下校時に、大雨で通学路が水につかった場合は迂回路（下枠参照）を通ることがあります。（その際もメールで連絡をします。）

※登下校時の迂回路について

暮川方面

運動場西の駐車場出入り口付近が通れない場合は、運動場東側フェンス入口から出入りする。下校が無理な場合は、学校待機をする。

青陵中近くの歩道橋下

石川米穀店を右折して青陵中学校へ行き、北門より入る。青陵中校内（若宮1・2）を通り、南門から出る。

※暮川方面（川垂地区・神田川北側）は河川の氾濫が予想されるので、各家庭へ連絡後、保護者のお迎えを原則とします。

(3) 特別警報発表時

- ① 授業を中止し、学校待機とします。
- ② 気象情報、通学路の状況等により、引き渡しできる状況であれば引き渡しを行います。子どもだけの下校はさせません。
- ③ 「特別警報」が解除されても、災害状況、および気象、道路状況等を判断し、子どもが安全に下校できるまでは下校はさせません。

3 上記以外の緊急情報が発表された場合

(1) 風水害、竜巻、津波、他の緊急事態等危険な状況が発生した場合 (愛知県にJアラート緊急情報発信があった場合も同様)

発生後ただちに学校で情報の収集・協議・判断し、登校が危険だと思われた場合は、学校からその対応について連絡します。基本的には自宅待機。

登校後、危険な状況が発生した場合は、学校側の判断により、特別な措置をとることもあるのでご承知ください。その際も学校から連絡いたします。

(2) **南海トラフ地震臨時情報が発表された場合**

※「豊橋ほっとメール」「防災ラジオ」等により情報発信があります

【キーワードと対応】

- ①「調査中」 続報、後発地震に留意しつつ
②「巨大地震注意」 教育活動を続けます。

- ③「巨大地震警戒」 → ②「巨大地震注意」と同様（牛川小校区に事前避難地域が含まれていないため）。

※ただし、青陵中学校に避難所が開設された場合は、青陵中学校区で同一歩調の措置をとる場合があります。

※登校前に発表された場合、校外学習は中止（延期）します。

◆停電等で通信機器が使えず、**メールでお知らせ**できない場合があります。その時は、可能な限り情報を収集していただき、対応してください。

(3) **大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**

(3) – 1 警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令された場合 「大雨警報（土砂災害）」「洪水警報」など何かしら出ている

①登校前に発表されている場合

ア 原則として平常通り授業を行います。ただし、通学路の状況等によって臨時休校や授業の開始時刻を変更することがあります。いずれの場合も**メールでお知らせ**します。

イ 保護者が身の安全を守る観点から登校を見合わせる判断をした場合は欠席扱いにはしません。

②登校後に発表された場合

ア 気象状況の変化や教育委員会からの通知によっては、途中で授業を切り上げる**こともあります**が、原則として平常通り授業を続けます。

イ 状況の悪化が見込まれると判断した時点で、直ちに授業を打ち切り、以下の避難行動に移行します。

a 「学校留めおき（屋内安全確保）」「引き取り下校」「方面別下校」など、下校の方法について**メールでお知らせ**します。

b aで示す方法では都合が悪い場合、家庭ごとでご相談に応じます。

(3) – 2 警戒レベル4（「避難指示」）が発令された場合

①登校前に発表されている場合

当日の午前6：00までに解除されなければ、臨時休校とします。

②登校後に発表された場合

直ちに授業を打ち切り、以下の避難行動に移行します。

ア 「学校留めおき（屋内安全確保）」「引き取り下校」「方面別下校」など、下校方法について**メールでお知らせ**します。

イ アで示す方法では都合が悪い場合、家庭ごとでご相談に応じます。

※警戒レベル3・4いずれの場合も、青陵中学校区の各校と連絡を取り合い、同一歩調での措置をとる場合があります。

※地方気象情報で大雨災害の可能性について予測された場合には、前日までに教育委員会が臨時休校を判断することもあります。

※引き取り下校となる場合には、周辺の交通状況への配慮のため、自家用車の使用制限を設けたり、地域ごとでお迎えの時間をずらしたりする場合もあります。詳しくは**メールでお知らせ**いたします。

4 児童の引き渡し方法について

基本的には、5月に行う「緊急下校引き渡し訓練」の形で行います。

緊急時（警報等）における職員の動き

1 一般災害（風水害）の場合

防災危機管理課より、豊橋市職員に対して非常配備の指示が出た場合、各学校では原則として次の対応をとる。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

市の非常配備体制	配備基準	勤務時間内	勤務時間外
第1非常配備体制	高潮注意報 大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 波浪特別警報 <u>が発表されたとき</u>	◎児童生徒の安全確保 ◎安全な下校方法の確認と保護者への連絡 ○避難所開設の協力	第1非常配備要員 自宅待機
	豊川、豊川放水路、柳生川、梅田川、佐奈川及び音羽川において、氾濫注意水位に達したとき		第1、第2非常配備要員 自宅待機
第2非常配備体制	被害の発生が予想され、又は被害が発生した場合	◎安全な下校方法の確認と保護者への連絡 ○避難所開設の協力	第1非常配備要員 学校に参集 ① 避難所の開設（運営）等に協力する。 ※避難所要員（市職員）が不在の場合、施設管理者及び自主防災組織がその役割を可能な範囲で担う。 ② 施設の被害状況等を把握する。
	高潮警報 <u>が発表されたとき</u> 相当の被害の発生が予想され、又は発生した場合		第2、第3非常配備要員 自宅待機
第3非常配備体制	大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 <u>が発表されたとき</u>	◎安全な下校方法の確認と保護者への連絡 ○避難所開設の協力	第1、第2非常配備要員 学校に参集 ① 避難所の開設（運営）等に協力する。 ※避難所要員（市職員）が不在の場合、施設管理者及び自主防災組織がその役割を可能な範囲で担う。 ② 施設の被害状況等を把握する。
	甚大な被害が予想され、又は発生した場合		第3、第4非常配備要員 自宅待機

(1) 登校前に豊橋市に警報が出された場合

① 暴風・暴風雪警報（豊橋市）発表時

6：00を過ぎて解除されなければ、授業は行わない。原則出勤して学校に待機する。（交通遮断などで出勤できない場合は必ず連絡する）教頭・教務・校務は情報の収集を行う。

警報解除後は、同ブロックの学校と協議（校長）、情報の収集（教頭・教務）、校内の被害状況の確認（校務・各担任）、通学路の点検（各通学団担当）を行い、教頭に報告する。

校長・教頭は、それらの情報をもとに、次の動きを決め、職員に指示をする。

② 大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時

平常どおり授業を行うが、同ブロックの学校と協議（校長）、情報の収集（教頭・教務・校務）を行い、児童の登校が危険だと判断した場合は、登校前に各家庭にメールで連絡する。（教頭・校務）

他の職員は、原則通常通り出勤する。(交通遮断などで出勤できない場合は必ず連絡する) 児童を登校させない場合は学校に待機する。

警報解除後は、同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務)、校内の被害状況の確認(校務・各担任)、通学路の点検(各通学団担当)を行い、教頭に報告する。

校長・教頭は、それらの情報をもとに、次の動きを決め、職員に指示をする。

③ **大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**

③-1 **警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令されている場合** 「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など何かしら出ている

原則として平常どおり授業を行う。ただし、青陵中校区の各校と連絡を取り合い(校長)同一歩調の措置をとる場合がある。その場合、メールで各家庭に連絡する(教頭)。

他の職員は、原則通常通り出勤する。(交通遮断などで出勤できない場合は必ず連絡する) 児童を登校させない場合は学校に待機する。

③-2 **警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合**

6:00を過ぎても開場されなければ授業は行わない。原則出勤して学校に待機する。(交通遮断などで出勤できない場合は必ず連絡する) 教頭・教務・校務は情報の収集を行う。

解除後は、同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務)、校内の被害状況の確認(校務・各担任)、通学路の点検(各通学団担当)を行い、教頭に報告する。

校長・教頭は、それらの情報をもとに、次の動きを決め、職員に指示をする。

④ **特別警報発表時**

児童は登校させない。出勤して学校に待機する。(交通遮断などで出勤できない場合は必ず連絡する) 教頭・教務・校務は情報の収集を行う。

警報解除後は、同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務)、校内の被害状況の確認(校務・各担任)、通学路の点検(各通学団担当)を行い、教頭に報告する。

校長・教頭は、それらの情報をもとに、次の動きを決め、職員に指示をする。

(2) **登校後に豊橋市に警報が出された場合**

① **暴風・暴風雪警報(豊橋市)発表時**

同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務・校務)を行い、安全に下校できると判断したときは、授業を中止して下校させる。そのときの動きは「緊急時引き渡しカード」参照。(方面別下校させる場合は、原則として通学班担当職員による下校指導)

発表が予想される場合も、同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務・校務)を行い、下校時刻を決定する。その後、各家庭にメールで連絡し(教頭・校務)、発令時と同様の対応をする。

② **大雨警報・洪水警報・大雪警報発表時**

平常どおり授業を行うが、同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務・校務)を行い、危険な状況が今後発生すると判断した場合は、各家庭にメールで連絡し(教頭・校務)、暴風・暴風雪警報発表時と同様の対応をする。

③ **大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**

③-1 **警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令されている場合** 「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など何かしら出ている

校区の状況を把握する(職員)とともに、青陵中校区の各校と連絡を取り合い(校長)、授業の継続・中止を決定する。その場合、メールで各家庭に連絡する(教頭)。

③-2 **警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合**

学校で待機する。教頭・教務・校務は情報の収集を行う。

解除後は、同ブロックの学校と協議(校長)、情報の収集(教頭・教務)、校内の被害状況の確認(校務・各担任)、通学路の点検(各通学団担当)を行い、教頭に報告する。

校長・教頭は、それらの情報をもとに、次の動きを決め、職員に指示をする。

④ **特別警報発表時**

授業を中止し、学校待機とする。各家庭にはメールで連絡する。(教頭・校務)

同ブロックの学校と協議（校長）、情報の収集（教頭・教務・校務）を行い、以下のように対応する。

ア 引き渡しできる状況にある場合は、引き渡しを行う。子どもだけの下校はさせない。

イ 引き渡しできる状況にない場合は、原則として学校で待機する。ただし、保護者の希望があれば、個別に引き渡しをする。

「特別警報」が解除されても、災害状況、および気象、道路状況等を判断し、子どもが安全に下校できるまでは下校はさせない。（メールで連絡）

2 竜巻、津波など他の緊急事態等危険な状況が発生した場合

登校前に危険な状況が発生した場合は、同ブロックの学校と協議（校長）、情報の収集（教頭・教務・校務）を行い、児童の登校が危険だと判断した場合は、登校前に各家庭にメールで連絡する。（教頭・校務）

登校後に危険な状況が発生した場合も、同ブロックの学校と協議（校長）、情報の収集（教頭・教務・校務）を行い、下校が必要だと判断した場合は、暴風・暴風雪警報発表時と同様の対応をする。

3 地震災害（南海トラフ地震に関する情報の発表を含む）の場合

市の非常配備体制	配備基準	勤務時間内	勤務時間外
準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき		
第1非常配備体制	本市震度4の地震が発生した場合 愛知県外海、伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき	◎児童生徒の安全確保	第1、第2非常配備要員 ・自宅待機
第2非常配備体制	本市震度4の地震により被害が発生した場合 愛知県外海、伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	◎地震防災規定に基づき、引き取り下校の対応についての確認	第1、第2非常配備要員 ・学校に参集し、配備につく。 ・校区自主防災組織と連携し、避難所開設に協力する。 ・施設の被害状況等を把握する。 第3非常配備要員 ・自宅待機
第3非常配備体制	本市震度5弱、5強の地震が発生した場合 愛知県外海、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき 地震により相当の被害が発生した場合	◎状況によっては、校区自主防災組織と連携をとり、避難所開設に協力する。	第1、第2、第3非常配備要員 ・学校に参集し、配備につく。 ・校区自主防災組織と連携し、避難所開設に協力する。 ・施設の被害状況等を把握する。 第4非常配備要員 ・可能な限り勤務校に出勤し、配備につく。 不可能な場合は、決められた近隣の学校にそれぞれ出勤し、その校長の指示に従う。 ・ただし、公共交通機関が復旧しだい勤務校に出勤する。
第4非常配備体制	本市震度6弱、6強、7の地震が発生した場合		

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」のキーワードと発表条件

調査中	
巨大地震注意	巨大地震警戒
<ul style="list-style-type: none"> ◆観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ◆プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

(2) 情報の収集伝達

- ①市から「豊橋ほっとメール」「防災無線」「防災ラジオ」などにより情報が発信される。
- ②校長は、校内にいる教職員にその事実を伝える。
- ③市教育委員会は、市防災危機管理課と対応を協議しつつ、その後の続報に注意し、続報が入りしたい、直ちに各学校へ連絡する。

(3) 登校前に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

配備基準	市の非常配備体制	対応
南海トラフ地震臨時情報 【調査中】	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり教育活動を続ける。 ・速やかに地震の備え、発生時の対応について再確認する。
南海トラフ地震臨時情報 【巨大地震注意】	第2非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり教育活動を続ける。 ・保護者の緊急連絡先の再確認、児童生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認、施設の防火点検など、後発地震の発生に備える対応を行う。 ・土砂災害などにより後発地震発生後では避難が間に合わないと校長が判断した場合は、休校とする。
南海トラフ地震臨時情報 【巨大地震警戒】	第4非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の対応地区に事前避難対象地域が含まれる小中学校と避難所となる小中学校は、1週間の休校となる。 ・牛川小は対象地域を含まないため、「巨大地震注意」と同じ対応。ただ、避難所不足で青陵中に避難所が開設される場合は、青陵中学校区で連絡を取り合い、措置決定する。 ・校外学習は中止（延期）する。

(4) 登校後に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合（児童が校内にいる場合）

配備基準	市の非常配備体制	対応
南海トラフ地震臨時情報 【調査中】	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり教育活動を続ける。 ・速やかに地震の備え、発生時の対応について再確認する。
南海トラフ地震臨時情報 【巨大地震注意】	第2非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり教育活動を続ける。 ・保護者の緊急連絡先の再確認、児童生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認、施設の防火点検など、後発地震の発生に備える対応を行う。 ・土砂災害などにより後発地震発生後では避難が間に合わないと校長が判断した場合は、児童の引き渡しを実施する。
南海トラフ地震臨時情報 【巨大地震警戒】	第4非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の対応地区に事前避難対象地域が含まれる小中学校と避難所となる小中学校は、1週間の休校となる。 ・牛川小は対象地域を含まないため、「巨大地震注意」と同じ対応。ただ、避難所不足で青陵中に避難所が開設される場合は、青陵中学校区で連絡を取り合い、措置決定する。

◆「児童が校外学習で校外にいる場合」の対応は、「校外学習安全マニュアル」参照

※地震時の個人の動きの詳細については、「学校地震防災規定」参照